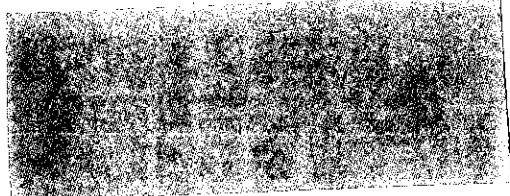


意見書・再意見書

2018年12月7日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号



(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条第1項第3項の規定により、次のとおり説明報告書に対する意見書及び見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称	仮称) Prosper 垂水 新築工事		
事業区域の位置	吹田市 垂水町二丁目127-1		
予定建築物	<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> 西側擁壁および建物による圧迫感の緩和、不慮の事態への対応対策 擁壁及び隣地との境界の壁は現在と同等の位置か東側としてほしい、また高さも擁壁部分は現在と同等程度としてほしい この理由としては圧迫感の緩和もあるが、もし擁壁に水漏れや、地震などによるひびなどができても隣地の窓からしか確認できず、また対処もできなくなることから確認と作業ができるよう、ある程度隣地との距離を開けてほしい。 高さについては、擁壁部分は現在ある壁より高くなると、隣地ベランダや窓への侵入経路となることも懸念されるので現在の高さ程度としてほしい。 駐車場部分については排気ガスが直接隣地に届かないような高さの壁の構築をしてほしい。 建物についても圧迫感があることから壁部分から現在の図面より東側に壁から離して構築してほしい。 プライバシーの保護 建物西側の窓からは容易に隣地の窓やベランダが見えることが想定される。 窓をなくすあるいはすりガラスにした上で開けられなくするといった対応をしてほしい。 水の流路についての懸念 今回の建物の排水経路によっては、西側にあるバス通りにつながる道(南北に伸びる細い道)に沿った水路が豪雨時に許容量を超える懸念がある。敷地内の集水、および排水について説明してほしい。また、駐車場その他の作りによっては道路などを流れる水の流れが変わり、隣地に水が流れ込む可能性もあるためそれも対応を説明してほしい。 地盤沈下 建築後、即時に影響は出なくとも、長期にわたり地盤沈下により周辺住宅に歪みや傾きが発生する可能性がある。対応について説明してほしい。 太陽光発電 太陽光発電パネルへの日照時間の低減による発電量の低下が懸念される。 対応について説明してほしい。 		
※受付年月日	H30年11月9日	※受付番号	30-L-13 第 号
※備考		※受付印	3012-7 30-L-13

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

仮称) Prosper 垂水 新築工事

見解書 1

NO1 本事業計画は建築基準法及び関連法令を遵守し計画しており
また吹田市指定の25m第三種高度地区の規制をクリアーしております。
申し訳ございませんが、今回の事業計画の根本となる
建物配置の変更及び高さの変更は致しかねます。

擁壁につきましては西側全てが擁壁になるわけではなく
駐車場を計画している辺りは擁壁を設ける予定はございません。
また擁壁の水抜き穴からでる排水は敷地内に設けた側溝にて適切に排水致します。

駐車場につきましては常時排気ガスが排出されるわけではなく、
入出庫時に一時的に排出されると考えております。
隣地境界線に設ける塀につきましては、前向きに検討させていただきます。
以上、今後の中高層協議で協議させていただきます。

NO2 窓を無くす、あるいは開けられなくするに対しましてはご要望に添いかねますが、

型板ガラス(すりガラス)については検討させていただきます。
以上、今後の中高層協議で協議させていただきます。

NO3 敷地内の雨水は敷地内で集水し公共下水道本管へ接続致します。
詳細計画につきましては、吹田市関係各課と相談協議の上計画致します。
以上、今後の中高層協議で説明させていただきます。

NO4 現行法を遵守し地盤調査の上計画致します。
本事業計画により周辺住宅には影響を及ぼさないと考えています。
以上、今後の中高層協議で説明させていただきます。

NO5 日影につきましては建築基準法及び吹田市「中高層建築物の日照障害等の指導要領」に基づき計画しております。

太陽光パネルへの影響につきましては、個別説明もしくは
今後の中高層協議で説明させていただきます。